

## 宮崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 取組一覧

### 取組内容

#### (1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

(令和元年度)

- ①登記情報を基に補助対象となる旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着工)と思われる所有者約25,000戸に対し、アンケート形式の調査票(約5,200戸回答有り)とともに周知文書を送付。(個別DM 7月末)

(令和2年度)

- ①令和元年度に行なったダイレクトメールのアンケートで耐震診断を希望すると回答した約2,700戸に対して個別郵送により周知文書を送付。(個別DM 8月末)

#### (2) 耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

(令和元年度)

- ①過去の耐震診断補助により耐震性なしと判断された約230戸に対し、アンケート形式の調査票(114戸回答有り)とともに周知文書(改修工事のみ)を送付。(個別DM 5月)
- ②木造住宅耐震診断士派遣事業において、耐震診断結果の報告・説明の際に、住宅所有者に対し、パンフレット等により補助制度の説明を実施。

(令和2年度)

- ①木造住宅耐震診断士派遣事業において、耐震診断結果の報告・説明の際に、住宅所有者に対し、パンフレット等により補助制度の説明を実施。

(令和3年度)

- ①令和2年度までに耐震診断を行った764件から、上部構造評点1.0以上及び耐震改修済等を除く445件に対して、個別郵送にてアンケート形式の調査票とともに周知文書を送付。(個別DM 10月末)
- ②木造住宅耐震診断士派遣事業において、耐震診断結果の報告・説明の際に、住宅所有者に対し、パンフレット等により補助制度の説明を実施。

(令和5年度)

- ①令和4年度までに耐震診断を行った1132件から、上部構造評点1.0以上及び耐震改修済等を除く645件に対して、個別郵送にて耐震化補助の周知文書を送付。(個別DM 8月末)

#### (3) 改修事業者等へ技術向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

(令和元年度)

- ①県と連携し事業者育成講習会を実施。
- ②県が作成した耐震診断士(改修事業者)一覧を市ホームページに掲載。

(令和2年度)

- ①県が作成した耐震診断士(改修事業者)一覧を市ホームページに掲載。

(令和3年度)

- ①県が作成した耐震診断士(改修事業者)一覧を市ホームページに掲載。

(令和4年度)

- ①県が作成した耐震診断士(改修事業者)一覧を市ホームページに掲載。

#### (4)耐震化の必要性に係る周知・普及

(令和元年度)

- ①市ホームページや市広報等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。

(令和2年度)

- ①市ホームページや市広報等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。

(令和3年度)

- ①市ホームページや市広報等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。

(令和4年度)

- ①市ホームページや市広報、SNS等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。

(令和5年度)

- ①市ホームページや市広報、SNS等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。